



報道関係者 各位

令和3年2月25日（木）

【照会先】

埼玉労働局総務部総務課

課長 新田 純康

総務企画官 石井 健司

（代表電話） 048（600）6200

行田公共職業安定所職員の新型コロナウイルス感染症への感染について

令和3年2月24日（水）、行田公共職業安定所（行田市長野943。以下「行田所」という。）の職員が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

当該職員は、窓口業務に従事しており、2月12日（金）まで出勤し、発熱・咳等の症状はなく、窓口には飛沫防止シートを設置の下、終日マスクを装着して勤務していましたが、15日（月）以降は出勤しておらず、その後、24日（水）に発熱し、同日に抗原検査を受けて、感染が確認されたものです。

行田所では、保健所の助言の下、事務室内の必要な消毒措置を十分行った後、通常どおり開庁して、職員及び利用者の方への感染防止対策を講じた上で業務を行うこととしております。

保健所によると、職員及び利用者の方に濃厚接触者はいないとのことですが、健康に不安がある方につきましては、念のためかかりつけ医又は受診・相談センター等までご連絡いただきますようお願いいたします。